

## 職場の健康保険をやめた時・入った時等は 国民健康保険の届け出を

問 保険年金課 ☎922-1592 ㊟922-3178

右表に該当する人は、保険年金課またはサービスセンターで国民健康保険（以下、国保）の届け出をして下さい。

### 届け出に必要なもの

- ・右表の該当する項目の必要書類
- ・本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード・通知カード等）
- ・委任状（別世帯の人が届け出をする場合。なお、保険証は本人の住所地へ郵送します。）

### 国保への加入・脱退の届け出は速やかに

国保に入る届け出が遅れると、国保の資格が発生した月の分（職場の健康保険をやめた月など）から国民健康保険税を課税するため、さかのぼって保険税を納めることになります。

また、国保をやめる届け出が遅れると、国保加入が継続しているとみなされるため、職場の健康保険料と国民健康保険税を二重に納めてしまうことがあります。

●国保に入る時	必要書類
他の市区町村から転入してきた時	他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた時	職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者でなくなった時	被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれた時	扶養者の保険証
生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書
外国籍の人が入る時	在留カード、パスポート

●国保をやめる時	必要書類
他の市区町村に転出する時	保険証
職場の健康保険に入った時	国保と職場の保険証（後者が未交付の場合は、加入したことがわかる証明書）
職場の健康保険の被扶養者になった時	保険証
死亡した時	保険証
生活保護を受け始めた時	保険証、保護決定通知書

●その他	必要書類
市内で住所が変わった時	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったりした時	
世帯主や氏名が変わった時	
修学や施設入所のため、別に住所を定める時	保険証、在学証明書または入所証明書、他市区町村の住民票
保険証を紛失・汚れて使えなくなった時	—

## ひとり親家庭のお母さん、お父さんの資格取得を応援します

### ●自立支援教育訓練給付金 ●高等職業訓練促進給付金

問 子育て支援課 ☎922-1476 ㊟922-3274

ひとり親家庭のキャリアアップのための資格取得費用の補助や長期にわたる資格取得のための給付金。いずれも支給には事前審査があります。

両給付金とも、条件・支給額等を受講開始前、もしくは入校前に問い合わせ、相談して下さい。

### ○自立支援教育訓練給付金

医療事務、介護職員初任者研修など、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した人に、費用の一部を支給します。

#### ■事前確認

申請前にハローワークで教育訓練給付金受給資格の確認が必要です。対象講座は厚生労働省ホームページ（QRコード）で検索できます。

#### ■対象者 次の全てを満たす場合

- ①20歳未満の子を養育するひとり親家庭等の親で児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある
- ②訓練を受けることが就職やキャリアアップに必要と認められる
- ③過去に自立支援教育訓練給付金の給付を受けたことがない

#### ■支給月額

受講費用の60%（上限20万円。受講費用は2万円超であることが条件。雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がある場合は差額支給）



▲厚生労働省ホームページ

### ○高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭等の親が、看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、調理師など、就労に結びつきやすい資格を取得する際に、就学中の生活費等の一部を支給します。

■条件 1年以上の課程を修了し、その資格取得が見込まれること。就労しながら資格取得を目指す場合は通信制も対象です。

#### ■対象者 次の全てを満たす場合

- ①20歳未満の子を養育するひとり親家庭等の親で児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある
- ②求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法の教育訓練支援給付金等を受けていない
- ③過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けたことがない

#### ■支給月額

- ・非課税世帯 10万円（最終学年の12か月間は14万円）
- ・課税世帯 7万500円（最終学年の12か月間は11万500円）

#### ■支給期間 4年を限度に修業する全期間

入学金等の修学準備費用を貸し付ける県事業（限度額50万円。連帯保証人がいる場合は無利子、条件により返済免除）もあります。

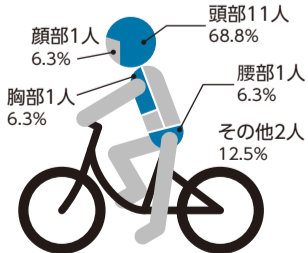
4/1  
から

## 自転車に乗る全ての人のヘルメット着用が 努力義務に

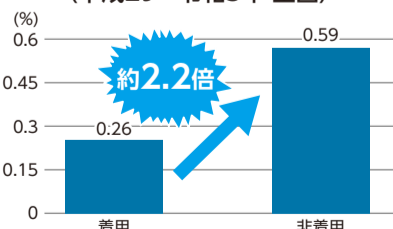
問 交通対策課 ☎922-1641 ㊟922-1030



死亡事故での負傷部位  
(令和4年 埼玉県)



自転車乗車中の事故  
ヘルメット着用状況別の致死率  
(平成29～令和3年 全国)



改正道路交通法の施行により、4月1日から自転車に乗る全ての人の乗車用ヘルメットの着用が努力義務になります。令和4年の県内の自転車事故の死者のうち、約69%が頭部に損傷を受けていました。また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時に比べて約2.2倍高いことが分かっています。万が一の事故に備え、頭部を守ることが重要です。自転車に乗る際は「命を守るヘルメット」の着用を努めましょう。

### 令和5年度「入って安心!RinRinそうか」申し込みは早めに

市推奨の自転車保険です。4月1日補償開始を希望する場合は、3月17日(金)までに加入手続きを。市役所の特設窓口は3月17日で終了(以後は郵便局で加入手続き可)。加入日により補償開始日が異なります。詳しくは市ホームページ、パンフレット等で確認を。

### 自転車乗車用ヘルメットは

- ・SGマーク等で安全を確認し購入しましょう。
- ・あごひもを確実に締める等、正しく使用しましょう。